

令和8年4月1日から

# 固定資産証明の手数料が 改定されました。

地方公共団体の業務システムの標準化を契機に、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、料金体系の見直しを行いました。

## 改定のポイント

- ①加算方式を廃止し、料金体系がシンプルに
- ②償却資産関係の証明が新規で追加、一部廃止となった

No.	証明の種類	新手数料（4月1日～）	旧手数料
1	名寄帳	300円（変更なし）	300円
2	資産証明	300円（変更なし）	300円
3	評価証明(土地・家屋)	300円 ※筆数、棟数に関わらず	3筆（棟）まで300円、 1筆（棟）増すごとに100円加算
4	公課証明(土地・家屋)	300円 ※筆数、棟数に関わらず	3筆（棟）まで300円、 1筆（棟）増すごとに100円加算
5	償却資産証明 【新】	300円	（4月1日～新規追加証明）
6	評価証明(償却資産)【新】	300円	（4月1日～新規追加証明）
7	公課証明(償却資産)【新】	300円	（4月1日～新規追加証明）
8	償却資産課税台帳【廃】	—	（3月31日付けで廃止）

※No. 4～8は、市民税課の窓口のみで取り扱っております。

このうちNo. 8は3月31日をもって廃止となりました。

## 【お問い合わせ先】

福島市役所 市民税課（本庁舎2階）

☎ 024-525-3713（直通）